

【調 査】

自由の価値の物語り

—— 民主主義と死 ——

後 藤 玲 子*

2012年1月札幌市で2人暮らしの姉妹が餓死するという事件が起こった。姉妹はなぜ生活保護を受給できなかったのだろうか。本稿の目的は、個人の合理的な選択に深く入り込んでくる「非選択的要素」を抽出しつつ、この問いを分析することにある。セン型社会的選択アプローチは、社会的決定の手続きが、個人の選好の自由な表明、パレート原理、ならびに個人的決定権の尊重といった条件をすべて満たしながらも、ある個人を死に至らしめる可能性を浮き彫りにした。潜在能力アプローチは、彼女が描きうる将来の潜在能力像は厳しいものであることを明らかにした。申請すれば、「生活」の見通しを高めることと引き換えに「自尊」の見通しを大きく狭める、しなければ後者を高めることと引き換えに前者を狭めるおそれがあった。自分の取り得る行為の選択肢が何であるかを知ることができず、生活と自尊の見通しを描くうえで十分な情報を得られずことができず、選択するうえで不可欠な一緒に思量してくれる相談相手もいなかったとしたら、「本人が申請の意思を示さなかった」ことをいったいいかなる意味で本人の自由意思の行使とみなせる。

JEL Classification Codes: I00

1. 本報告の目的と関心

2012年1月札幌市白石区で2人暮らしの姉妹が餓死するという事件が起こった。姉は失業中で、慢性疾患を抱え、知的障害をもつ妹の世話をしながらも求職活動を行い、3度にわたって区役所へ相談に訪れていた。収入は妹の障害年金月額66,008円のみ、家賃は滞納、国民健康保険も未加入状態にあった。生活保護法が適用されたとしたら、当該世帯の最低生活費は184,720円と算出される¹⁾。

姉妹はなぜ生活保護を受給できなかったのだろうか。この疑問に対する区役所の回答はシンプルだった。「(本人が)申請の意思を示さなかったから」である。現行の生活保護制度が当是とする「申請主義」のもとでは、この回答はそれ以上の議論を寄せつけない²⁾。姉妹に対する不当な権利侵害は何ら存在しなかったという主張に真っ向から反論するのはことのほか難しい。

日本国憲法には生存権がある。だが、それに先立つものとして幸福追求権があり、人格権があるといわれる。ジョン・ロールズの正義論には、生存権を

支える「格差原理」があるが、それは明確に「平等な諸自由と公正な機会均等」に優先されている。成熟した市場経済制度のもとでは、生活保護の無受給は、個人の私的権利領域における本人の選択を尊重した結果であり、その選択は所与の制約条件下での本人の(限定的であれ合理的な)選好を顕示したものと解されがちである。法も制度も学問も沈黙するしかないのだろうか。

以下では、この問いに対して、「自由への権利(right to freedom)」に対する2つの厚生経済学的アプローチを試みる³⁾。1つはアマルティア・センの「社会的選択アプローチ」であり、他の1つは同じくセンの「潜在能力アプローチ」である。以下では、この2つのアプローチを採用する理由を簡単に述べよう。

センは経済学において自由の概念を探究した点で知られる。その視角は多岐にわたる。*Collective choice and Social Welfare*(Sen, 1970a)ではパレート原理とリベラル条件の対立という構図からケネス・アローの一般可能性定理を読み替えた。アローの一般可能性定理は、社会構成員個々人の選好をもとに

社会的選好を導出する手続き(社会厚生関数)の中で、4つの条件(「定義域の普遍性」、「パレート原理」、「無関連対象からの独立性」、「非独裁制」)を一般にすべて満たすものは存在しないことを示す⁴⁾。センは、アローの定理における「無関連対象からの独立性」と「非独裁制」の条件を「リベラル条件」に替えて、同じく不可能性を示した。後述するように、「リベラル条件」とは、社会的に選択される選択肢の集合から、ある社会状態(選択肢)を排除する「個人の決定権」を指す。それは個人の価値(選好、評価、利益)が社会状態を規定するという意味で、強い「自由への権利」を表す。

さらに、*Development as Freedom* (Sen, 1999a)では、「道具的諸自由」(政治的自由、経済的便宜、社会的機会、透明性のある保証、保護的保障など)を連携させながら、「本人が価値をおく理由のある生を送れること(to lead the kind of lives they have reason to value)」という「包括的自由」に近づく経済発展の枠組みを示した。この包括的自由をとらえるにあたって、センは、また、「行為主体的自由」と「福祉的自由」という2つの概念を提出した。

行為主体的自由は、本人の目的や行為にかかわる自由であり、選択における本人の意思や選好が尊重されることに着目する。対して、福祉的自由は、社会的に実現される個人の帰結的な状態(福祉)にかかわる自由(「潜在能力」と呼ばれる)であり、本人の利益(享受しうる価値)が直接(本人の意思や選択をかならずしも通さずに)尊重されることに着目する。行為主体的自由は、主に主観的指標、例えば効用や満足などを通じて捕捉される。福祉的自由は、それに加えて、客観的指標、例えば、本人と同じ境遇にある人々の位置依存的評価などによって捕捉される。

本稿が採用するセンの「社会的選択アプローチ」は、主として「行為主体的自由」の保障の観点から、また、「潜在能力アプローチ」は、主として「福祉的自由の保障」の観点から、「(本人が)申請の意思を示さなかったから」という言明に接近することを可能とする。はたしてそこで尊重されている自由とは、いかなる性質のものなのか。

本事件に関しては、すでにいくつか優れた調査や研究がある。現在の日本の生活保護法の運用方法や改定方針に関しても、多くの重要な知見が提出されている⁵⁾。本稿が、それらとは異なる経済学的アプ

ローチで、問題に接近する意図は次の点にある。

第一に、経済学は、個人が、所与の制約条件の下で、本人の選好・評価に基づいて合理的に選択することを前提としたうえで、本人の合理的選択を支え、制約する外的諸条件のありようを問う分析視座を提供する。そこにはリベラリズムの本質である個人尊重主義の思想、ならびに、個人の個性性と主体性を機能的にとらえる視点が凝縮されている。本稿が依拠するセンの2つのアプローチは、この経済学的分析枠組みを基本的には踏襲しつつも、そのいくつかの仮定や前提をラディカルに批判し、人間の選択の条件により近づこうとする点に特徴ある⁶⁾。本事件は、戦後日本におけるリベラリズム思想の浸透と社会保障制度の発展のただ中で起こった。2つのアプローチによる本事件の分析は、現代福祉国家の死角を照射し、留意点を示唆する。

第二に、とはいえ、以下で明らかになるように、センの2つのアプローチに基づく本事件の分析は学問的枠組から越えていない。現実の問題を理解しようとする際に、一定の様式に制約された学問の枠にとどまることには限界があり、無駄もある。だが、現実の法・制度の運用や実践のみならず、人々が日々つくり、たえずつくりかえている規範意識が学問の影響を色濃く受けていることもまた確かである。学問の様式を採り、学問の言葉を利用しながら、経済学の学問的共同体——グローバルな経済学市場ではなく——に貢献することには何がしかの意味があるだろう。

以下では、センの「社会的選択アプローチ」に基づく分析から始めたい。その準備として、次節では、同アプローチのもととなる「パレート派リベラル不可能性定理」を検討する。

2. パレート派リベラル不可能性定理

(A. Sen, 1970a, b)

(1) 定理の概要

「パレート派リベラル不可能性」(あるいはリベラル・パラドックス)とは次の内容を指す。選好に関する個人の平等な自由が保証されている(定義域の普遍性)としたら、ある選択肢ペアランキングに関する全員一致の尊重(パレート原理)が、ある選択肢ペアランキングに関する「個人の決定権」(リベラル条件)と抵触する可能性のあることを、論理的には

否定できない。

はじめに、このパラドックスにおいて問題となる「自由」について注記しよう。ここには、2つの自由概念が伏在する。第一は「定義域の普遍性」に含意された自由であり⁷⁾、個人の意思・選好表明に関する社会的介入の禁止を要請する⁸⁾。ただし、個人の表明した意思・選好が、実際に社会的決定において実現されるかどうかは問わない。

第二はセンが「リベラル条件」と呼ぶものである。それは社会的決定における「個人の決定権」を直接、意味する。すなわち、ある1対の選択肢に関して、個人が一方を他方より優位に置くとしたら、それを含む限り、任意の選択肢集合から本人が劣位に置く選択肢(社会状態)を社会的に選択することが阻止される。注記すれば、これは本人が優位とする選択肢の実現を常に保障するわけではないので、より正確には排斥権であるが、以下では煩雑さを避けるために「個人的決定権」と呼ぶ⁹⁾。

パレート条件は、だれか個人ではなく、全員が一致してある選択肢を劣位に置くとき、そのときはじめてその実現を阻止できる、という一種の「集散的決定権」を指す。これは、当該構成員以外の決定力を牽制しているという意味で、また、どの個人も等しく「集散的決定権」の成立を等ウェイトで阻止できるという意味で、民主主義を表す条件といって差し支えないだろう。付記すれば、社会的決定にあたっては、すべての個人の選好は等しいウェイトでカウントされるという社会的選択理論の隠れた前提も、民主主義の条件を表す。

いま、少なくとも2人の個人が、少なくとも一対の選択肢に関して「個人的決定権」をもつことは至極当然だとしよう。それを不可能とする原因は、パレート原理という民主主義の条件と、定義域の普遍性という自由の条件にあることになる。「パレート派リベラル不可能性定理」は、カール・シュミットら多くの政治哲学者が長く指摘してきた自由主義と民主主義との隠れた相克を、1つの定理とその証明に縮約したものといえるかもしれない¹⁰⁾。

(2) 論理的な解法

定理の提出後、センはただちに、「パレート原理」の批判に向かった。「定義域の普遍性」条件のもとでは、パレート原理の倫理性は自明とは言えないか

らである。センは、個人の選好を、本人が社会的に表明しようとする選好(「公共的判断」)とそうでないものとに分け、後者ではなく、前者の公共的判断にパレート原理を適用するように提案する。そして、「リベラル条件」を規範として受容し、それと整合的であるように自己の「公共的判断」を構成する個人を想定する。そのような個人がたった1人でも存在するとしたら、パラドックスは解消可能であることが定理として示された(Sen, 1976; Suzumura, 1978, 1979; 議論の骨子については補論参照のこと)。

資源分配の基準としては、パレート原理は十分条件とはいえないことは他の経済学者によっても指摘されている。だが、パレート原理は必要条件ともいえないと指摘する論者は多くない。センはさらに、パレート原理の倫理性を問うた点で、しかもその倫理性を、個人の道徳的資質としてではなく、公共性の観点からとらえた点で、ユニークである。それは、のちに公共的理性や討議といった議論につながっていく。

(3) パレート派リベラル不可能性定理の射程

センの批判は、さらに、「位置(ポジション)独立性」条件に向かった。ここでいう「位置(ポジション)独立性」条件とは次の内容を指す¹¹⁾。

ある選択肢ペアに関して、そのペアに関する人々の選好プロファイル上のランキングが同一である限り、どんな選好プロファイルのもとであっても、他の選択肢との位置関係からは独立に、同一の社会的ランキングを付与すべし。

文頭の「ある」を「任意の」に替えると、ケネス・アローが提出した「無関連対象からの独立性」条件となる¹²⁾。センはパレート派リベラル不可能性定理には、この条件は課されていないことを強調する。その一方で、センは「パレート条件」にもまた独立性の条件が内包されていることを指摘する。パレート条件は、任意の選択肢ペアに関して、全員が同一のランキングを表明する限り、任意の選好プロファイルのもとで、他の選択肢との位置関係からは独立に、同一の社会的ランキングを付与すべし、と要請するからである。

ここでは、「個人の決定権」もまた位置独立性の条件を内包していることを指摘しておく。それは、

少なくとも1つの選択肢ペアに関しては、ある個人が同一のランキングを表明する限り、任意の選好プロフィールのもとで、他の選択肢との位置関係からは独立に、同一の社会的ランキングを付与すべし、と要請するからである¹³⁾。

先述したように、「定義域の普遍性」条件は、上文の「任意の」選好プロフィールの範囲を、「論理的に可能なあらゆる」とする。それは、人々に賦課され、受容されることが予定された、つまりは人々の思考・評価様式を統制することになる法や制度に関して、高度な一般性・普遍性を要請することを意味する。先には、この条件に、個人が表明する意思・選好への介入禁止という狭義の自由主義を読み取った。留意すべきは、個々人に許容された自由の範囲が広ければ広いほど、それを統治する法や制度の力は強められる点である(個々人の自由なふるまいをものとしめない秩序の体系という意味で)。

続くセンの批判の行き先は、この狭義の自由主義のもとで、任意の選好プロフィール、任意の実行可能集合に対して適用可能な、一般的かつ完備的な、そして高度に抽象的なルールについて語ること、その論理的存在不可能性あるいは可能性を証明して物語を閉じることそれ自体へと向かった¹⁴⁾。なぜなら、実践的には、多くの困難事例の具体的な解釈・運用が司法的・行政的裁量に委ねられる一方で、司法的・行政的裁量の結果は、その内容がいかなるものであろうとも、一般的かつ完備的な、そして高度に抽象的なルールの名によって正統化されるおそれがあるからである¹⁵⁾。

(4) パレート派リベラルの課題

パレート・リベラル条件の両立性に関する議論もまた、すべての個人の権利領域が整合的となる権利体系の存在を前提とする(本稿補論参照のこと)。だが、権利に即してより深刻な問題は、権利間の不整合性の問題である。それは(個々人の選好を所与とした)個人間の権利の衝突という問題にとどまらない。個人内における複数の権利間の衝突、あるいは、ある個々の権利と意思決定プロセスへの参加の権利との不整合性などもある。例えば、行為の自由と労働の自由と生存の自由といった権利間のバランスづけ、あるいは、個々の権利と、それらをバランスづける権利との関係は決して自明ではない。現実のい

くつかの出来事は、特定の文脈において、個人の特定の種類の権利が優先的に、ときには本人の意思決定に先回りした形で提示される必要性のあることを示唆する。

これらの問題を考察するためには、個々人の序数的・個人間比較不可能な選好順序の形式的集計という枠組みを越えて、社会的選択の状況に分け入る必要がある。個人の自由と権利に関するセンの関心の広がりには、アロー型社会的選択理論の拡張と深化をもたらすことになった。詳細は省くが、ここでは、それを「セン型社会的選択理論」と呼び、次節では、冒頭で紹介した事例の分析を通じて、その特徴を確認したい。

3. セン型社会的選択アプローチに基づく事例分析

(1) 基本モデル

一定数の構成員からなる社会を想定する。個々人は、一定の非空の選択肢集合に対して、反射性、非循環性を満たす選好を表明するものとする。この個々人の表明する選好プロフィールをもとに、一定の選択肢集合から非空の部分集合(すなわち「選択集合」)を特定する方法を¹⁶⁾、ここでは「社会的選択関数」と呼ぶ¹⁷⁾。「社会的選択関数」は、次の2つの条件を満たすものとする。

「パレート原理」: 任意の一对の選択肢 x と y に関して、すべての個人が x を y より好むとしたら、 x を含む選択肢集合から (x が利用可能である限り)、 y が社会的に選択されてはならない。

「個人の決定権」: ある一对の選択肢 x と y に対して、ある個人が x を y より好むとしたら、 x を含む選択肢集合から (x が利用可能である限り)、 y が社会的に選択されてはならない。同様に、 y を x より好むとすると、 y を含む選択肢集合から (y が利用可能である限り)、 x が社会的に選択されてはならない。

加えて、社会的選択関数は基本的に、「定義域の普遍性」、すなわち、個々人は各選択肢集合上にいかなる選好をももつことができる、という要請を満たすと仮定する。ただし、この要請は緩めることができる。

(2) 分析

いま、姉(個人1)が、自分の取り得る行為として、職員(個人2)から、{求職する、求職しない、申請する、申請しない}という4つの選択肢が提示されたとする¹⁸⁾。個人1は、また、次の一対の選択肢に関しては「個人的決定権」をもつことが告げられたとする。

個人1の「個人的決定権」：{申請する、申請しない}

ここで、個人1も2もこれらの4つの選択肢に関していかなる選好ももてることが了解されたでしょう。そのうえで、個人1と個人2は以下の選好を表明したとする(左端が最も好ましい。右にいくほど好ましさが減る)。また、2人を除く社会構成員の選好はすべて個人2と同じであると仮定する。

個人1の選好：求職する、申請する、申請しない、
求職しない

個人2の選好：申請しない、求職する、求職しない、
申請する

これは個人1もまた、申請しないことと比べて申請することを好ましいと判断する一方で、申請するよりも求職する方が望ましいという判断を個人2と共有していることを示す。また、個人2は(2人を除く他の社会構成員もまた)、個人1が申請しないことを何よりも望んでいることを示している。以上の仮定の下で、上述のパレート原理と「個人の決定権」条件を満たす社会的選択関数が、どのような社会的決定をもたらすか、調べよう。

まず、全員一致で、「求職する」を「申請する」よりも、また、「申請しない」を「求職しない」よりも望ましいとしているので、パレート原理より、「申請する」と「求職しない」が選択集合から外される。また、個人1の「個人の決定権」より「申請しない」が外される。

以上より、「求職する」が、そのみが選択集合に残され、その結果を受容した個人1は、生活保護を申請することなく、求職すべく帰路についた。

3点注記する。第一に、上記ではもっぱら個人1

の行為をもって選択肢が記述された。それに対して、次のように個人2(+国民)の状態を含む形で拡張された選択肢が示されたでしょう。すなわち、個人1が申請する(+受給する)と個人2の負担増となり、個人1が求職者支援制度を利用すると個人2の負担減となり¹⁹⁾、個人1が申請も求職もしないと個人2に影響はない。このとき、個人1,2の選好はそれぞれ次のように拡張される。

個人1の選好：(求職する、負担減)、(申請する、負担増)、(申請しない、変化なし)、
(求職しない、変化なし)

個人2の選好：(申請しない、変化なし)、(求職する、負担減)、(求職しない、変化なし)、
(申請する、負担増)

さらに、拡張された選択肢のもとで、個人1の決定権は{(申請する、負担増)、(申請しない、変化なし)}上に定義し直され、個人2も{(求職する、負担減)、(求職しない、変化なし)}という2つの社会状態に関して「個人的決定権」を賦与されたとする²⁰⁾。加えて、個人1の選好が、下記のように、(求職しない、変化なし)を(求職する、負担増)よりも高く評価するように変化した場合、選択集合は空となる。このとき、センのいうリベラル・パラドックスの発生が確認される。

個人1の選好：(求職しない、変化なし)、(申請する、負担増)、(申請しない、変化なし)、
(求職する、負担減)

個人2の選好：(申請しない、変化なし)、(求職する、負担減)、(求職しない、変化なし)、
(申請する、負担増)

第二に、いま、個人2が、「個人の決定権」を規範的に受容して「公共的判断」を形成し、それを表明したと仮定する。具体的には、{(申請する、負担増)、(申請しない、変化なし)}という2つの選択肢に関して、個人1と同様の評価に変えたとする。そのとき、2人の選好は次のように改変される。

個人1の選好：(求職する、負担減)、(申請する、負担増)、(申請しない、変化なし)、

(求職しない, 変化なし)

個人2の選好: (求職する, 負担減), (求職しない, 変化なし), (申請する, 負担増), (申請しない, 変化なし),

このもとで先の手続きを適用すると「求職する, 負担減」のみが選択集合に残される。したがって, この場合も, 個人1が生活保護を申請しないという先の結論は覆されない。

第三に, 最初の選択肢集合に戻って, 個人1が「申請する」を自らの選好順序のトップに据えるケースを考察しよう。このとき, 2人の選好は次のようになる。

個人1の選好: 申請する, 求職する, 申請しない, 求職しない

個人2の選好: 申請しない, 求職する, 求職しない, 申請する

この状況では, 「パレート原理」と「個人の決定権」条件のもとで, 「申請する」「求職する」という2つの選択肢が選択集合に残される。いずれか1つに決定するためには第3の基準が要請される。いま, 第3の基準として「社会的決定を保留する」が適用されたとしよう。この場合には, 個人1はやはり申請に一步踏み出せないまま帰宅するという結果に帰着する。選択肢集合のそれ自体の改変による解決法については以下の第4節で論ずる。

(3) 注記——社会的選択モデルの妥当性について

上記のモデルは, 姉の置かれた状況を, 2人の対称的プレイヤー間のゲーム的空間ではなく, 日本の社会が凝縮された社会的選択空間におく。そもそもこのような状況設定は適切だろうか。

もし, 職員が, 独自の利益・目的をもった行為主体として振る舞うのだとしたら, また, 窓口を訪れた人(姉)が, 職員はそう振る舞うであろうことを予想しつつ, それに対応しようとするのだとしたら, 社会的選択モデルは適切ではないだろう。

だが, 次の仮定が成り立つとしたら, 社会的選択モデルを採用することには理がある。すなわち, 第一に, 職員(個人2)は, 自らの「職」の本質的役割を, 訪れた人の取りうる行為について, 本人の権利

と意思を尊重したうえで, より望ましい社会的意思決定をなすことだと考え, そう振る舞う。第二に, 姉(個人1)にとって, 職員は, 後述する相談者というより, 社会の良識(カントのいう「共同体の感覚(gemeinschaftlicher Sinn)」)²¹⁾の表象として立ち現れる。第三に, 望ましい諸基準を満たす社会的選択手続きのもとで, 個々人の選好をもとに得られた結果を, 個人は, 少なくとも理性的には否定できないとする²²⁾。

最後の点について補足しよう。トマス・スキャンロンによれば, 「人が合理的に何を斥けられるかは, (その人の生活の中で重要な目的と条件のみならず), その人が生きている社会に依存してもいる」。本事件で姉は, 「申請する, しない」という選択肢と「求職する, しない」という選択肢が並置された状況で, 「求職する」を「申請する」より好ましいとする良識を合理的には斥けられなかった可能性がある。また, たとえ自己の利益に反した結果がもたらされようとも, 適正な手続きでもたらされた限り, 少なくとも理性的には否定できない「合意」であるとして, 彼女の再反論を封印したおそれがある。このような場合には, 少数の個人の間の対面的状況であっても, 「社会」の凝縮された空間として捉える社会的選択モデルが適している。

(4) 行為主体的自由再考——選択肢集合の決定プロセスへの参加——

以上の分析をもとに最初の問いに戻ろう。はたして, この社会的意思決定プロセスで, 個人1の行為主体的自由は尊重されたといえるのだろうか。個人1は, 「申請する, しない」に関する決定権を保証された。個人1はどんな選好をも表明することが許された(定義域の普遍性)。個人1の決定権はパレート原理を満たす手続きによっても否定されることはなかった。この状況で個人1が「社会的選択」(2人を除くすべての社会構成員をも含めた)結果を受容して「申請しなかった」のだとしたら, 行為主体的自由は尊重されたといってよさそうだ。

だが, ここにはもう一つ考慮すべき問題がある。センが指摘するように, 個人の選択は, 選択肢集合に依存して(参照する外的基準の変化を通して)変化することがある。そもそも彼女は選択肢集合の設定に関与することができたのだろうか。関与すること

ができたとしたら、違った結果がもたらされたのだろうか。予想される答えは、後者に関して肯定的であり、前者に関して否定的である。この点を確認するために、次に反実仮想的な分析を加える。

いま、個人1のとりうる4つの選択肢が次のように拡張的に改変されたとしよう(下線部は基本モデルと同じ)。{求職して申請する、求職して申請しない、求職せずに申請する、求職せずに申請しない}。選択肢の改変に伴い、個人1の決定権も、{求職して申請する、求職して申請しない}へと改変され²³⁾、また、個人1と個人2(ならびにその他の人々)の選好も次のように改変されたとする。

個人1：求職して申請する、求職せずに申請する、
求職して申請しない、求職せずに申請しない

個人2：求職して申請しない、求職して申請する、
求職せずに申請しない、求職せずに申請する

ここに、上記の社会的選択関数を適用すると、パレート原理より、「求職せずに申請する」と「求職せずに申請しない」が外される。個人の決定権の尊重より、「求職して申請しない」も外され、「求職して申請する」のみが残される。その結果を受容したとしたら、個人1は、生活保護を当日申請し、かつ、求職すべく帰路につくであろう²⁴⁾。

この反実仮想的な推論は、個人1の選好が、提示された選択肢集合それ自体に制約されていた可能性のあることを示す。しかも、彼女は、十分な情報の下で、自分の取り得る選択肢集合を共に画定するプロセスに参加できなかったことを示す。これらが事実だとしたら、彼女の行為主体的自由が保障されていたといいきることは難しい。

以上で、パレート派リベラルに基づく分析を終える。分析の含意に関するさらなる考察は結論に回し、続いて、行為の選択がもたらす個人の状態、福祉の自由(well-being freedom)の分析に移る。行為の選択の結果、予想される状態が、姉に、「申請する」ことをためらわせた可能性があるとして、はたしてそれが本人の「選択」といえるのか。確認したい。

5. 潜在能力アプローチに基づく福祉的自由の分析

潜在能力アプローチは、多様な資源を用いて個人が、実際にいま、何をなしうるか、どのように在りえるか、すなわち、個人の福祉の自由に接近することを目的とする。はじめに、このアプローチの操作的定式化を試みる。

(1) 基本モデル

個人の潜在能力は、本人が利用可能な資源(財)とそれを利用する本人の能力(「利用能力」)によって実現可能となる機能ベクトル(さまざまな行いや在りようの束)の集合として定義される。資源と利用能力が一定であっても、その使い方を変えることによって、異なる機能ベクトル(機能ベクトルはそれぞれ諸機能の異なる達成水準から構成される)が達成可能となる。潜在能力はその達成可能性と限界を示す。

経済学では、個人の機会集合は、例えば、財空間上で個人が選択可能な消費点の集合として表される。また、機会集合の大きさは資源制約条件を、境界線(フロンティア)の形状は諸財の相対価格を表す。さらに、個人の選好(効用関数)は財空間上にプロットされる無数の消費点に関して定義され、いくつかの仮定のもとに、それぞれの機会集合上で最大の効用をもたらす「最適点」が特定される。

この枠組みを援用すると、個人の潜在能力は、実数値空間の部分集合である機能空間上で選択可能な機能ベクトルの集合として表される。潜在能力の大きさは資源制約条件を、境界線の形状は諸機能間の転形率の変化を表す。個人の選好は機能空間上で諸機能ベクトル上に定義される。潜在能力上で最も選好される点が最適点とされる。

さらに、資源制約条件の変化が潜在能力にもたらす影響を分析するために、ここでは次の3つの空間からなる基本モデルを構成する。すなわち、

- ①「機能空間」
- ②「資源(財)—機能空間」
- ③「資源(財)空間」

である。①と③は②を媒介として連結される(例えば図2参照のこと)。

機能の具体的リストと対応する資源のリスト、さらに利用能力リストは主題に応じて定められるもの

とする²⁵⁾。また、各空間で定義される「潜在能力」(集合)、「資源(財)利用能力」(関数)、「選好・評価」(関数)は、通常、それぞれ凸性、凸性、準強凹性を満たすことが仮定されるが、主題に応じてその仮定が緩められる²⁶⁾。

(2) 機能空間の特定

ここでは2種類の機能、「自尊を保つ」ことと「ふつうに生活する」ことに着目し、それらを x 軸、 y 軸にもつ機能空間を構成する。各機能の達成水準は少なくとも序数的に個人内・個人間比較可能な尺度で測定可能とする²⁷⁾。また、議論の単純化のために、機能ベクトル上に定義される個人の選好は経済学における通常の合理性の仮定(反射性、推移性、完備性、さらには単調性など)を満たすものとする。

現在の個人1(姉)の状態(b^* 点)は、生活保護を受給しない場合(b 点)より、いずれの機能においても高いこと、生活保護を受給した場合(b' 点)と比べると、「自尊」機能に関してはより高いが、「生活」機能に関してはより低いことを仮定する²⁸⁾。

「生活保護の申請をしなかった」姉の行動に接近するにあたって、個人の潜在能力を「生活」と「自尊」からなる機能空間でとらえ、さらに、3つの点をこのような位置関係にプロットする根拠は次の点にある。

先に述べたように、生活保護制度は受給の開始・継続要件として、資産(「生命保険、マンション、その他「高価な物品」、私的扶養・贈与)を貨幣所得に還元し「消費」し尽すことを求める。だが、資産には信用や信頼、評判、威信(*prestige*)など、まさに、ロールズが「自尊の社会的基盤」と呼ぶものが付随している。

ここでいう「自尊(*self-respect*)」は、他者との格差(優劣関係)上ではなく、自分の状態に定義される点で、また、他者からの評価によってではなく、自分の省察によってもたらされる点で、「自己評価(*self-esteem*)」とは区別される²⁹⁾。現代社会においては、他者との格差や他者からの評価から切り離された「自己評価」を保つことは困難であろう。例えば、自己の資産に二束三文の値がつけられたとしたら、自己評価が大きく低下し、自尊も脅かされかねない。だがその場合でも、自己の歴史に照らした資産の意味と固有の価値が確認されるとしたら、「自

尊」を保ち続けることができるかもしれない。

本稿が「生活」と並ぶ独自の機能として「自尊」に注目した理由は、リベラリズムの浸透とともに、個々人の生においてその重要性が認識されるようになったにもかかわらず、「自尊の社会的基盤」は、ついで社会的な保障の対象とされることがなかった、そのことの意味を、個人の合理的行動との関係で掘り下げたいからである。

(3) 分析例

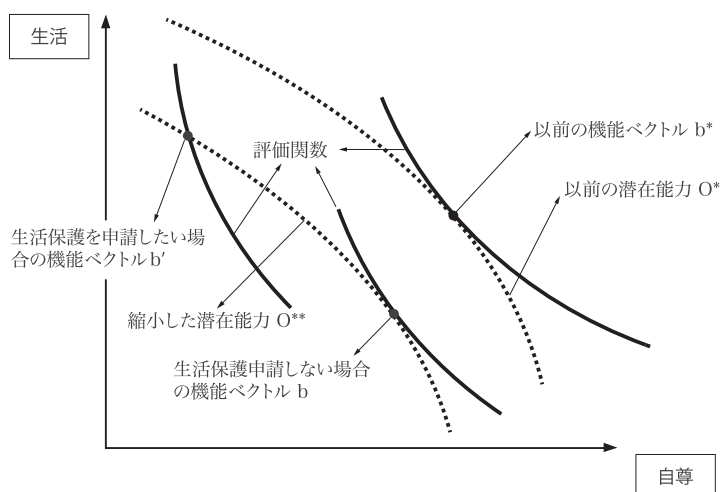
はじめに、生活保護の受給あるいは無受給という2つの状態が同一の潜在能力上にあるケースを考察する(図1)。

定義より、同一の潜在能力上にある点とは、本人の選好(そのみ)に依存して、個人が選択できる点である。このケースでは、それは、生活保護無受給状態(b 点)にある個人が、例えば資産等を売却し、「自尊」の一定単位の低下と引き換えに、「生活」がより高い生活保護受給状態(b' 点)へ移行することも、また、生活保護受給状態(b' 点)にある個人が、資産を購入し、 b 点に戻ることも、どちらも可能であることを意味する。

このような状況で、ある個人が生活保護無受給の状態 b 点にとどまるのだとしたら、それは本人の選好に基づく選択だと解釈して差し支えないだろう。いずれも本人にとって選ぼうと思えば選ぶことのできる点であり、選ばれなかった点は、依然として、選ぶことのできたはずの点として認識されているとしたら、そのうえで本人が生活保護を受給しないとしたり、それは紛れもなく本人の自律的選択であり、それを合理化する選好とは、図1にあるような「生活」よりも「自尊」を偏重する傾向のある選好なりと言って構わない。

だが、実のところ、生活保護の受給は、「生活」を上昇する代わりに「自尊」の低下を招くにとどまらない。それは、潜在能力それ自体を変容させる可能性があった。すなわち、「自尊」のより高い達成可能性をもつ潜在能力から、より低い達成可能性をもつ潜在能力へと変容させる可能性があった。もし、姉が迫られた選択が、このような状況下での選択であるとする、その意味は大きく変わってくる。次節で詳しく検討しよう。

図1. 生活保護受給状態と無受給状態が同一潜在能力集合にあるケース



生活と自尊の両方が低下 (b^* から b へ移行) し、次の2つの方法が提示された。

$b' = \{\text{受給して生活をより高める}\}$,

$b = \{\text{受給せずに自尊をより保つ}\}$

もしこの2つの点が、同一の潜在能力 O^{**} にあるとしたら、そのうえで、個人が b にとどまるとしたら、それは本人の選択によるといえる。

個人の選択: $b^* P b$ 個人の選択 $b = C(\{b, b'\})$, 以前の選択 $b^* = C(\{b^*, b, b'\})$

6. 潜在能力アプローチに基づく福祉的自由の分析

(1) 資源空間における機会集合と潜在能力の変容

まず、上述した機能空間に対応する資源空間を所得と資産という2つの互いに独立な要因でとらえる。各要素の賦与量と所得と資産の相対価格を所与として、資源の機会集合が定まる³⁰⁾。一般に、所得あるいは資産の賦与量の変化は機会集合を縮小させる。所得と資産の相対価格の変化は機会集合の形状を変える。ここでは、生活保護受給・無受給の判断時には、現在よりも姉妹の所得が減少していること、資産の相対価格が低下していることを仮定する。すなわち、機会集合は、所得の実現可能性が大きく低下した形状のものへと変化したと仮定する。

続いて、所得を変換し、「生活」機能を生み出す「所得-生活空間」を個人の「所得利用能力」を媒介として構成する。また、資産を変換し、「自尊」を生み出す「資産-自尊空間」を個人の「資産利用能力」を媒介として構成する。一般に、「所得利用能力」は本人の健康状態等によって、「資産利用能力」は本人の意味解釈によって上下方にシフトする。ここでは、姉が内蔵疾患未治療であったことから、所得利用能力が下方にシフトすることを仮定する一方で、自尊を保つ本人の力(資産利用能力)には

変化なしと仮定しよう。

この枠組みのもとで、機能空間において、生活保護受給時・無受給時の潜在能力をそれぞれ推論する。まず、生活保護無受給の場合には、所得の減少に伴い、財(所得-資産)空間において、個人の所得-資産集合は縮小する。それが所得利用能力の低下と合成され、「生活」達成可能性が大きく低下する。その一方で、自尊の達成可能性については維持される。

それに対して、生活保護を受給する場合には、「生活」達成可能性の低下は緩和される。その一方で、「生活」と「自尊」という2つの機能間の限界転形率は、一定の機能ベクトル点を境にして、大きく低下する。そこでは、あえて「生活」機能を低下させながら「自尊」機能を向上させるといった機能間の代替的選択が困難となる(図2参照のこと)。

(2) 機能ベクトル上の選好と潜在能力のもとでの最適点

続いて、それぞれの潜在能力のもとで、機能ベクトルに関する個人の選好に照らし、最も高い評価をもたらす最適点を調べよう³¹⁾。図3において、無受給時消費点 b は、無受給時の潜在能力のもとでの最適点を、受給時消費点 b' は、受給時の潜在能力の最適点を示す。図1で仮定した選好のもとでは、無

図 2. 所得——資産集合と資源利用能力の変容による潜在能力の変容——

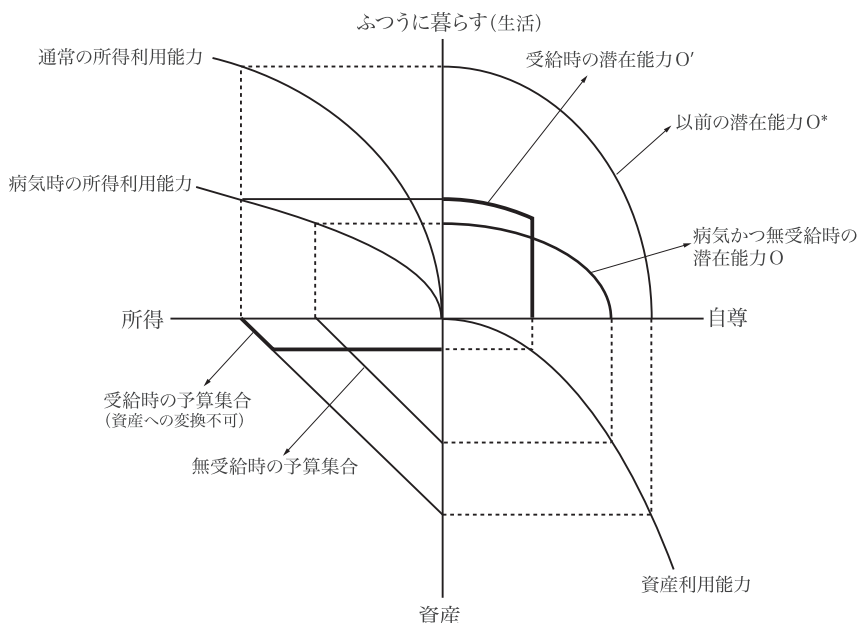
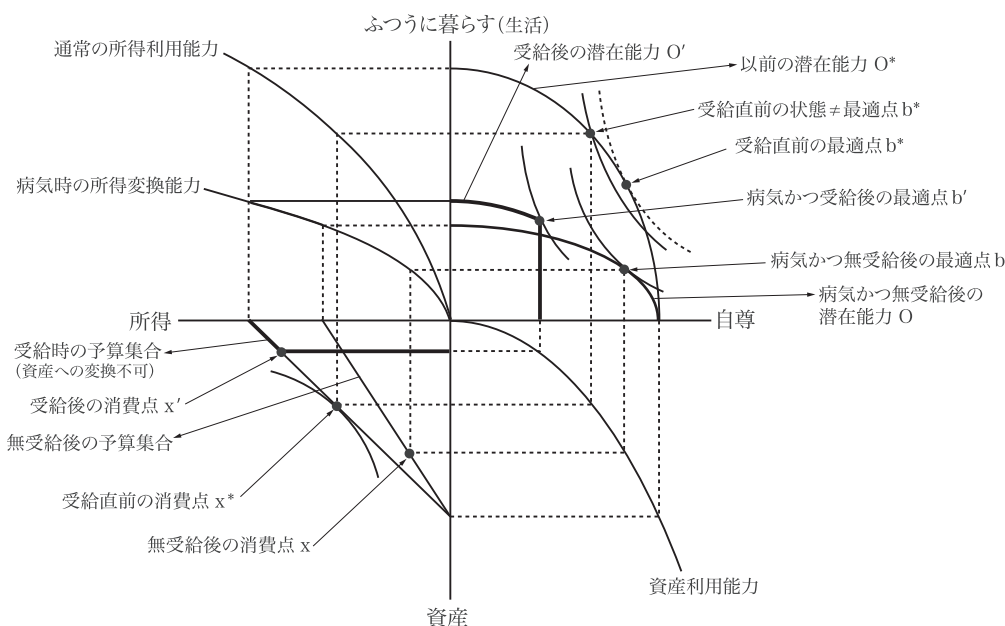


図 3. ある個人が直面した選択問題——変容した潜在能力下での最適化行動——



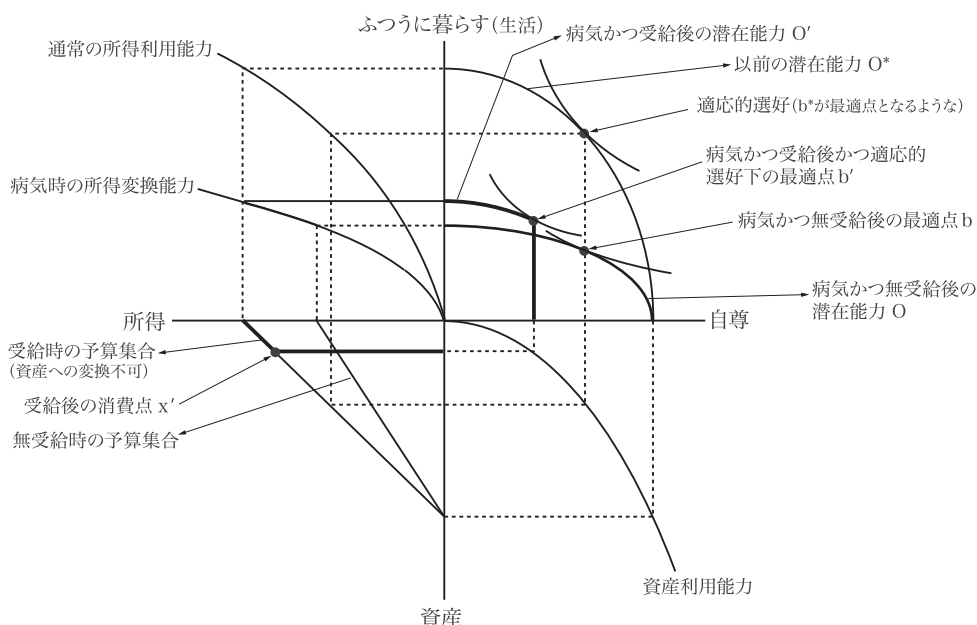
受給時消費点 b の方がより高い評価をもたらすことがわかる。この状況で、個人が機能ベクトル点に関する選好評価の制約付き最大化を求めて行動するとしたら、生活保護を受給しないことを選ぶだろう。

それに対して、図 4 は、自尊よりも生活をより偏重するように個人 1 の選好が変化したことを表す。

この新たな選好のもとでは、無受給時消費点 b よりも受給時消費点 b' の方がより高い評価をもたらす。この状況で、個人が機能ベクトル点に関する選好評価の制約付き最大化を求めて行動するとしたら、生活保護を受給することを選ぶだろう。

いずれにしても、機能ベクトルに関する選好の制

図4. 機能ベクトル上の選好の変化後の最適点



約付き最大化行動を仮定する限り、通常の財空間上の予算集合と同様に、潜在能力に関する情報は後景に退く³²⁾。潜在能力の役割が最適点の選択に還元されたとしたら、潜在能力に属しながらも選ばれなかった点は意味を失うであろう。極端には、最適点を残してあとの点は不在であってもかまわないことになる。だが、これまでの記述から明らかであるように、潜在能力をこの意味での「機会集合」に還元しつくすことはできない。潜在能力に属する点はいずれも選ばうと思えば選ぶことのできる点であり、個体としての個人の生を特徴づけるからである。

例えば、個人は、機能ベクトル上の選好については、生活保護受給を無受給より高く評価するものへ変化させつつも、潜在能力の評価については以前のものを保持するかもしれない。すなわち、潜在能力 C (生活の低下と引き換えに自尊を高めることもできる) を、潜在能力 C' (生活の低下と引き換えに自尊を高めることが禁じられている) よりも高く評価する。このとき個人は、自分自身の機能ベクトル上の選好と潜在能力上の評価との間の、解きたいディレンマに立たされることになる。

(3) 第三の潜在能力の出現と選択行動の変化

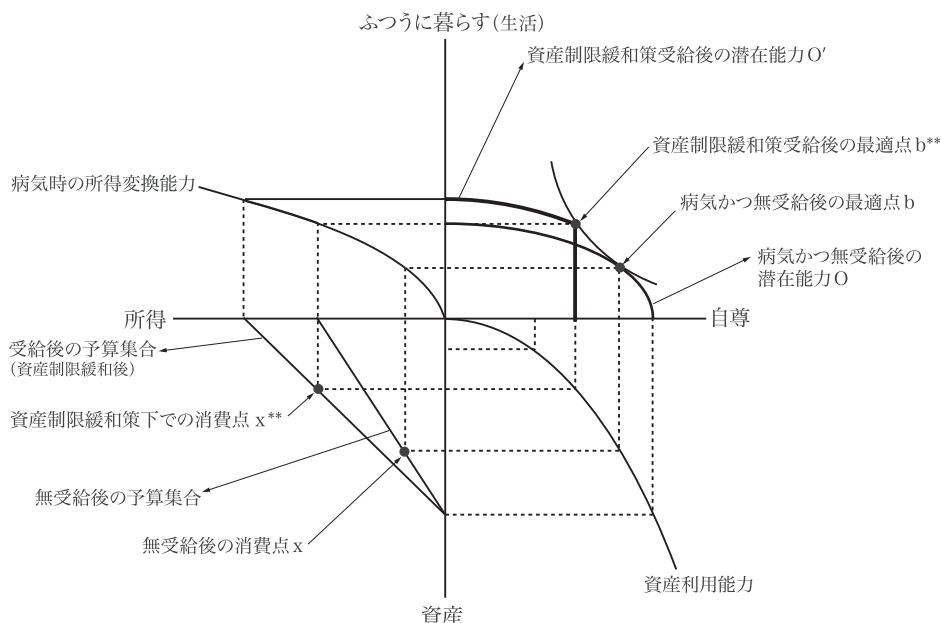
潜在能力に関する本人の評価を探るために、仮想

的に、次のようなケースを考察する。いま、生活保護法第4条を修正し、現在の生活保護給付額を維持したまま、資産制限を緩和する政策がとられたとしよう。それは「生活」との引き換えで実現される「自尊」の達成可能性の範囲を拡張する。この拡張された潜在能力のもとでの最適点を b^{**} とする(図5)。いま、 b^{**} は無受給時の最適点 b と同一の無差別曲線上に位置したとしよう。このケースにおいて、生活保護を受給するか否かを尋ねるとしたら、答えは、本人の潜在能力上の評価に依存することになるだろう。そして、自尊の達成可能性に関してはわずかに無受給時の潜在能力に劣るものの、生活と自尊のさまざまな組み合わせの可能性は、受給時の潜在能力の方が大きく上回るとしたら、個人が生活保護を申請する可能性は高まるに違いない。

(4) 考察

以上、潜在能力アプローチに基づいて、生活保護受給がもたらす帰結を推論した。結論としては次の点が指摘される。現在の生活保護制度の目的は、受給者の「生活」向上と退出(自立促進)におかれている。両者はインセンティブ問題を別とすれば、補完関係にあるといつてよい。それに対して、受給者の「自尊」を保つことは生活保護制度の目的としては

図 5. 仮想的な選択状況——資産制限緩和策による潜在能力の改善——



明示化されていない。むしろ、現在の生活保護制度は「生活」と「自尊」をトレードオフ関係に置く論理を、換言すれば、受給者に、「生活」の恩恵を得る代償として「自尊」の献上进行を求める論理を内包している。制度を実際に運用する場面において、その論理が顕わにされるとしたら、「自尊」を構成要素とする個人の潜在能力は大きく歪められることになる。

7. 結論

姉は3度、福祉事務所に足を運んでいた。そうであるにもかかわらず、生活保護受給に至らなかったのは、「(本人が)申請の意思を示さなかったからである」と説明された。それが事実だとして、いったい何が問題であったのだろうか。本稿の目的は、個人の合理的な選択に深く入り込んでくる「非選択的要素」を抽出しつつ、この問いを分析することにある。

分析にあたって本稿は、経済学の基本的なフレームワークを参照した。経済学は、伝統的に、所与の制約条件のもとでの個人(経済主体)の選択行動に注目し、また、個人的選択と集合的選択の関係を豊かにとらえる理論枠組みを提供してきたからである。ただし、伝統的な経済学は、個人の選択状況にはさ

ほど注意を払ってこなかった。経済現象の説明においては、それがいかなるものであろうとも、「本人の合理的な選択」と見なすことに意味があったからである。

本稿もまた、姉が合理的な行動をとることを一貫して仮定した。もっとも、ここでいう「合理性」は、自己の選好を自律的に形成するのみならず、社会の良識(共同体の感覚)を努めて感受し、社会的決定を受容しようとするをも含む点で、また、選択の帰結(機能の達成)に対する選好のみならず、機会(潜在能力)に対する選好評価をあわせもつ点で、通常の経済学の仮定よりも広義であるが、矛盾するものではない。そのうえで、本稿は、個人の選択状況と、選択する個人の主体性・個性性により接近する目的で、「セン型社会的選択アプローチ」と「潜在能力アプローチ」を採用した。分析結果は次のように要約される。

セン型社会的選択アプローチに基づく分析は、社会的決定の手続きが、個人の選好の自由な表明、パレート原理(集合的決定権)、ならびに個人的決定権の尊重といった条件をすべて満たしながらも、ある個人を死に至らしめる可能性を浮き彫りにした。それはまた、次のような考察をもたらし、姉は確かに、自分の選好を自由に表明することができた。

「申請しない」ことを自分の「個人的決定権」として斥けることもできた。けれども、自分と妹の利益を守るために決定的に重要な情報が何であり、自分の取り得る選択肢(行為)集合には本当のところ何が含まれ、何が含まれないのか、その内容を理解し、画定するプロセスに参加することはできなかった。もしそうだとしたら、姉の行為主体的自由が保障されていたとはいいいがたい。

潜在能力アプローチに基づく分析は、次の点を明らかにした。個人の福祉的自由を保障するためには、ある機能の達成のみならず、それによって拓かれる「潜在能力」に配慮する必要がある。現代社会では「生活」と「自尊」の見通しをもつことが個人の生に不可欠な重要性をもつ。だが、彼女が描きうる将来の潜在能力像は厳しいものだった。生活保護の申請をすれば、「生活」の見通しを高めることと引き換えに、「自尊」の見通しを大きく狭める。申請しなければ後者を高めることと引き換えに前者を狭めるおそれがあった。もしここで、個人が、自らの意思と行為で自己の潜在能力(達成可能性)を狭めてしまわないという意味で、自由の棄却に抵抗しよう——自由を棄却することは自殺行為に似ている——とするとしたら、彼女は自由か死かという究極の選択を迫られることになるだろう。個人にとってそれはあまりに重い選択である。

以上が、本事例に関して、セン型社会的選択アプローチと潜在能力アプローチから導出された本稿の——暫定的だが——結論である。最後に今後の課題を記して結びに代えよう。

アリストテレスによれば、「選択」とは、「われわれの力の範囲内に属することがらについての思想的な欲求」(アリストテレス、第三卷第三章：1971, 98)にほかならない。そして、「思量」とは、「いかなる仕方で見結果を見るであろうかの不明であるようなことがら」を「おおかた」判断することを指す(アリストテレス、同 96)。彼はいう。「ことがらの重大である場合には、われわれは十分に判断しようという信頼を自分自身にかけることができなくなって、「相談相手」(シュンブロイ＝一緒に思量してくれるひとびと)を仲間に取り入れる」のだ、と(同、96、カッコ内は原文注)。

姉は、「重大なことがら」を一緒に思量してくれる「相談相手」を求めて、事務所を訪れた。だが、

そこで彼女に直面した職員は、「社会の良識」ではあっても、一緒に思量してくれる「相談相手」ではなかった。彼女は、「いかなる仕方で見結果を見るであろうかが不明な」まま、判断することを迫られ、意思決定をしたものの、アリストテレスのいう「選択」は、ついぞなしえなかったおそれがある。

自分の取り得る行為の選択肢が何であるかを知ることができず、生活と自尊の見通しを描くうえで十分な情報を得られず、選択するうえで不可欠な一緒に思量してくれる相談相手もいなかったとしたら、「本人が申請の意思を示さなかった」ことを、いかなる意味で本人の自由意思の行使とみなせるのだろうか。

序で述べた関心を繰り返すと、本事件は、戦後日本におけるリベラリズム思想の浸透と社会保障制度の発展のただ中で起こった。本事件の要となる「申請主義」は、個人の「選択の自由」を守る旗頭とされている。だが、上記のように、個人は社会の良識に配慮しながら自分の選好を形成し、さらに、自分の意思を正統な手続きで反映する社会的決定を受容して選択するのだとしたら、個人の選択(例えば「申請意思を表示しない」)をただちに、本人の利益に適ったものと見なすことは危険である。

「申請主義」は福祉国家の死角である、といえそうだが、それが事実であるとして、それに代わるどんな方法がありえるのだろうか。そもそも個人の意思と本人の利益との乖離が認知されるのは、選択の結果、本人の不利益が顕わになってからであり、事前に防止する一般的方策を立てることは難しい。もちろん、本稿の分析から示唆されることはいくつかあった。「相談相手」としてのケース・ワーカーの配置、いまある選択肢のヴァリエーションの創出、現代日本で個人の生に不可欠な機能の抽出とその実現手段となる資源の抽出など。これらは、目新しいものではなく、現代日本の福祉国家の枠内で十分に可能な手立てである。

より本質的な問題はむしろ政策の履行を支える考え方であろう。個人の選択は本人には制御しがたい要因に影響され、それが個人に取り返しのつかない不利益を与えるケースがあるとして、その数がごくわずかだとしたら、それらは「残余」として放置される可能性がある。そうであれば、制度はもとより、経済学の理論も人びとの認識も揺り動かされること

はない。餓死者の総数は年間で45人(男31人、女14人)ほどと推計されている(栄養衰弱死も含めると約2000人)³³⁾。孤立死数は、東京都立川市で年間40人前後である³⁴⁾。

はたして、これらを残余として放置するのか、それとも、何か対策をとろうとするのか、対策をとるとしたら、どういう論理で対策をとるのか、われわれのだれもがその人たちになりうるからとするのか、国家の統治機構の強化と社会治安のためとするのか、それとも、だれであれ、その人たち自身のためとするのか。どんなに数は少なくとも、その人たち自身のために、いまある福祉国家を不断に改善し続けようという意思と思想はいかにして形作られるのだろうか。別稿の課題としたい。

(一橋大学経済研究所)

【補論】

パレート派リベラル不可能性定理の解法の骨子

- (i) すべての個人の権利領域(個々人の序列づけをそのまま社会的評価に反映させる非空のペアワイズ集合)が相互に整合的となる権利体系を構築する。
- (ii) すべての選択肢上に構成される個々人の選好順序から、本人が公共的に配慮されることを望む部分(部分順序)を抽出し、「個人の公共的判断」(順序)を構成する。この個人の公共的判断を含む選好プロファイルをもとに、パレート原理を再定義する Sen(1976)。

個人の「公共的判断」のヴァリエーション

- 例1) 「権利体系上の諸個人のランキングをすべて反映」し、かつ、「他の個人の権利領域上のランキングに抵触する恐れのあるランキングの表明を控える」(Sen, 1976)。
- 例2) 「権利体系上の諸個人のランキングをすべて反映」し、かつ、「他者依存性をもたない選好(本人の状態のみに焦点を当てた)をもつ」(Suzumura, 1978)
- 例3) 「他の個人の権利領域上には無差別というランキングを形成する」(Hammond, 1995)。

定理のヴァリエーション

権利体系を尊重する「個人の公共的判断」を形成しようとする個人がいれば(少なくとも1人: Sen, 1976; Suzumura, 1978, 全員: Hammond, 1995), パレート原理と最小限の自由の原理は両立し、個人の権利尊重型パレート拡張ルール(完備的)を構成できる。そのような個人の権利尊重型パレート拡張ルールをゲーム形式とするゲームを設計すれば、個々人はどのような手番をとろうとも法に則った行為ができる(Suzumura and Gotoh, 2001)。

注

* 本稿に関連する論文が、「地球温暖化問題の正義論——グローバルな正義原理とその法制度化」研究会(2015年5月16日、一橋大学)、日本経済政策学会第72回全国大会(2015年5月30日-31日、国士舘大学)「アマルティア・センの哲学とその政策的含意」で報告された。参加者との討議に感謝する。また、一橋大学政策フォーラム/一橋大学経済研究所第2回規範経済学シンポジウム(科学研究費補助金基盤研究A)「自己の幻影、他者の不在——経済学的方法的省察——」(2015年11月18日一橋講堂)における佐野亘氏の有益なコメントに心より感謝する。

1) 全国「餓死」「孤立死」問題調査団「白石区姉妹餓死事件をふまえて生活保護行政の改善を求める要望書」2012(平成24)年5月17日より。

2) 「申請主義」の根拠法は「生活保護法第7条1項 保護は、要保護者、その扶養義務者又はその他の同居の親族の申請に基いて開始するものとする。但し、要保護者が急迫した状況にあるときは、保護の申請がなくても、必要な保護を行うことができる」である。

3) 詳細については後藤(2015a)参照のこと。

4) Arrow, 1951/1963.

5) そもそも生活保護制度は社会福祉学の重要な柱であり、重厚な研究蓄積がある。

6) 主たる分析素材は、「全国「餓死」「孤立死」問題調査団への札幌市白石区長からの回答(札幌市保一第309号、平成24年(2012年)6月28日)」ならびに、白石区福祉事務所の職員が説明に用いた「生活保護のしおり」である。後者には次の記載がある。生活保護を受給するためには、「精一杯働く」、「一生懸命仕事を探す」「努力」が必要であること、また、生命保険、マンション、その他「高価な物品」(親の遺産も含めて)の「処分」が必要であること、受給できるのは、「これらの努力をしてもなお生活に困る」場合に限られる。この記述の根拠法は「補足性の原理」と呼ばれる生活保護法第4条である。そこには、「民法(明治29年法律第89号)に定める扶養義務者の扶養」にも言及されている。

7) ケネス・アローの枠組みにおいては、「定義域の普遍性」条件は、まずもって、社会的決定手続きは論理的に可能なあらゆる選好プロファイル上に定義さ

れるべし、というルールの普遍的性質をとらえるものだった。付記すれば、アローは、論理的に可能なあらゆる選択肢集合の任意の部分集合から非空の社会的選択集合を導出すべし、という普遍性の要請をも仮定していた。

8) いまだ社会的に実現されていないという意味では、例えば Gaertner, Pattanaik, Suzumura, 1992 論文がゲーム形式でとらえた「自己の戦略を選択する自由」概念に近い。ただし、選択された戦略はそのまま本人の行為として社会的に現れ、社会状態を構成するのだとしたら、個人の戦略集合それ自体が、「個人の決定権」が賦与されたものとして理解される。

9) 次節の例が示すように、選択肢集合の中に、決定権をもつ一対の選択肢とは別の選択肢がふくまれており、後者がより優位とされる場合には、決定権をもつ一対の選択肢において優位である選択肢は実現されない。

10) 詳細については後藤, 2015a 参照のこと。

11) The naming of 'positional independence' here owes to the concept of "positional objectivity" (Sen, 1993/2002).

12) 定義域の普遍性、「パレート無差別性条件」(厳密には全員が一致して無差別であるときに、社会的にも無差別とせよ)かつ「無関連対象からの独立性条件」は「中立性条件」と同値となることが知られている。センはこの「中立性条件」を「厚生主義」の語で批判的にとらえた (Sen, 1979)。なお、「無関連対象からの独立性」は「匿名性」とともに、「善の中立性」と呼ばれる政治哲学概念と親和的である。

13) パレート派リベラル不可能性定理に関するセン自身による証明が、定義域の普遍性に依拠して、個人の権利とパレート条件が矛盾する選好プロファイルが存在しうることを根拠としている。蓼沼宏一氏の指摘に感謝する。

14) 道徳の合理的普遍化可能性への懐疑については Sen, 1966, 1967 参照のこと。

15) 多数決ルールは普遍的ルールの代表例であろう。例えば、センの次の言葉を参照のこと。「自由を調節できないことは多数決ルールの政治的限界である」(Sen, 2014, 40)。

16) 個々人の選好は完備性と推移性を満たさないが、非循環性を満たすので選択集合の非空性は保証される (Sen, 1970a)。

17) ここで定義される「社会的選択関数」は、個々人の選好プロファイル集合を定義域とし、普遍集合の部分集合の集合を値域する意味では、「社会的選択関数」の一種であるが、対応する個々人の選好に関して完備性が要求されない点、選択肢集合間の整合性が要求されない点が通常の「社会的選択関数」とは異なる (Sen, 1970a, 2002, ch. 3)。

18) これは、「申請すること」「求職すること」が独立した異なる選択肢であることを示している。例として、前者に関しては生活保護制度の利用を、後者に関しては後述する「求職者支援制度」の利用を意味する場合が挙げられる。

19) 求職者支援制度とは、雇用保険を受給できない求職者に対し、(1)無料の職業訓練(求職者支援訓

練)を実施し、(2)本人収入、世帯収入及び資産要件等、一定の支給要件を満たす場合は、職業訓練の受講を容易にするための給付金を支給するとともに、(3)ハローワークが中心となってきめ細やかな就職支援を実施することにより、安定した「就職」を実現するための制度」を指す(「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則(平成 23 年厚生労働省令第 93 号)」, http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyushokusha_shien/index.html 参照のこと)。この制度の存在を示唆してくれた神林龍氏に感謝する。

20) 伝統的な定義は、個人の「私的領域」、すなわち、他者の状態に変化をもたらさないケースに「個人的権利」を限定する。それに対して、ここでは個人 1 の個人的決定権についても個人 2 のそれについても、本人の行為が及ぼす他者への影響を考慮に入れたうえで定義する。前者の解釈の方がパレート・リベラルパラドックスの意味合いは強まるが、「個人的決定権」それ自体の意味合いが弱まる。本稿の目的は、個人的決定権間の矛盾、個人的決定権と本人の利益との矛盾に関心があるので、「私的領域」の定義は採用しない。

21) カントによれば「共通感覚 *sensus communis*」は、ある共同体の感覚 *gemeinschaftlicher Sinn* の理念、すなわち、「自分の反省のうちで他のあらゆるひとの表象の仕方を思想のうちで(アプリオリに)顧慮すること」を指す。それは、「いわば相対的な人間理性と自分の判断とを照らし合わせ」ことによって起こる。その目的は、「容易に客観的とみなされかねない主観的な個人的条件に基づいて、判断に不利な影響を及ぼすかもしれない錯覚から逃れる」ことにある (カント, 1999, 180-181)。

22) Scanlon, 1982 参照のこと。

23) これは、求職するなら、申請するかしないかは本人の自由という判断を背後にもつ。ここに、{求職せずに申請する、求職せずに申請しない}を個人 1 の決定権に加えたとしても結論は変わらない。

24) 注記すれば、2015 年現在の日本の生活保護制度で、生活保護を受給しながら求職する場合には、求職者支援制度ではなく、「生業扶助」あるいは「自立生活支援制度」を利用することになる。ただし、現実には、この制度は、現在保護を受けている人の退出を促進することにその目的が限定され、いまだ保護を受けていない人の参入促進としては活用されていない可能性がある。なお、ここでの結果は、上述の「申請する」と「求職する」の 2 つが選択集合に残されたケースにおいて、第 3 の基準として「選択肢の融合」、すなわち、2 つの選択肢の目的を部分的に実現する新たな選択肢を創出する場合にも得られる。

25) 基本モデルの数学的定式化の詳細については後藤 (2014) 参照のこと。

26) これらの仮定は最適点の存在と一意性を保証するための十分条件である。

27) これは、実数値などの基数的尺度であることまでは要請されないことを意味する。

28) ここでは「申請しても受給できない」かもしれないという不確実性の問題は排除する。ただし、例えば「申請しても受給できない」ケースは、「自尊」、

「ディーセントな生活」の両方において b 点に支配された点 c に帰結するとして分析可能である。

29) Rawls 1971, Kant 1785=1972, 243n 参照のこと。

30) ここでいう所得と資産の相対価格とは普遍的市場における両者の取引価格(例えば、資産の価格と資産以外の諸財からなる合成財の価格との関係)である。いわゆる劣化に伴う資産価値の低下は、資産の量の減少として扱う。

31) 以下の分析では、無受給時には、所得が減少し、かつ、(資産売却の影響により)所得に対する資産の価格比が低下することを、受給時には、資産売却の影響が、資産需要の減少によって相殺されるため、価格比が以前と同一であることを仮定する。

32) ある個人が実現する機能ベクトル点は、(何であれ)所与の個人の潜在能力のもとで、個人が自己の選好に照らして選択した最適点と解釈されるからである。

33) 2011 年人口動態統計より。

34) 立川市「高齢福祉課及び生活福祉課が把握した孤独死事例の一覧」平成 24 年 9 月決算特別委員会、「歳出・一般会計 地域包括支援センター事業」より。

参 考 文 献

- 後藤玲子(2014)「潜在能力アプローチの再概念化——選択機会・自律・アイデンティティ——」『経済研究』第 65 巻第 4 号, pp. 318-331.
- 後藤玲子(2015a)『福祉の経済哲学』ミネルヴァ書房。
- 後藤玲子(2015b)「死に至る「自由」と「個人の決定権」——パレート派リベラルと潜在能力アプローチに基づく餓死事件分析——」, 「地球温暖化問題の正義論——グローバルな正義原理とその法制化」研究会報告原稿, 5 月 16 日(一橋大学)。
- カント, I.(1951=1972)野田又夫訳『人倫の形而上学の基礎づけ』中央公論社, (Grundlegung zur metaphysic der Sitten)。
- カント I.(1999)カント全集 8『判断力批判上』pp. 180-181.
- 厚生労働省(2012)「札幌市の孤立死事案に係る取組状況」平成 24 年 4 月 9 日現在。
- シュミット, C.(1923=1972)稲葉素之訳『現代議会主義の精神的地位』みすず書房。
- セン・アマルティア/後藤玲子(2008)『福祉と正義』東京大学出版会。
- 鈴木興太郎(2009)『厚生経済学の基礎』, 岩波書店。
- 全国「餓死」「孤立死」問題調査団(2012)「白石区姉妹餓死事件をふまえて生活保護行政の改善を求める要望書」(平成 24 年 5 月 17 日)。
- 全国「餓死」「孤立死」問題調査団編(2012)『徹底調査 生活保護バッシングで隠された真実餓死・孤立死の頻発を見よ!』あけび書房。
- 2011 年人口動態統計「食糧の不足(X53)」の死亡者数。
http://www.estat.go.jp/SG1/estat/GL08020103.do?_toGL08020103_&listID=000001101884&requestSender=dsearch
- 立川市(2012)「高齢福祉課及び生活福祉課が把握した孤独死事例の一覧」, 平成 24 年 9 月決算特別委員会,
- 「歳出・一般会計 地域包括支援センター事業」。
- Aristotle (1971) *The Nicomachean Ethics*, 高田三郎訳『ニコマコス倫理学』1971, 岩波文庫。
- Arrow, K. J. (1951) "Social Choice and Individual Values," 1951.
- Gaertner, W., P. K. Pattanaik, Suzumura, K. (1992) "Individual Rights Revisted," *Economica*, Vol. 59, No. 234, pp. 161-177.
- Gibbard, A. (1974) "A Pareto-consistent Libertarian Claim," *Journal of Economic Theory*, Vol. 7, No. 4, pp. 388-410.
- Gotoh R. and K. Suzumura (2001) "Constitutional Democracy and Public Judgement," paper presented at the Conference in Honour of Amartya Sen, Univ. of Bielefeld.
- Gotoh R. and N. Yoshihara (2013) "Securing Basic Capability for All," Discussion Paper Series A, No. 591, IER, Hitotsubashi University.
- Hammond, P. (1995) *Social Choice of Individual and Group Rights*, in W. A. Barnett, H. Moulin, M. Salles, and N. Schofield (eds.), *Social Choice, Welfare, and Ethics* (Cambridge: Cambridge University Press, 1995), ch. 3, pp. 55-77.
- Rawls, J. (1955) "Two Concepts of Rule," reprinted in *Collected Papers* (edited by Freeman, S., 1999, Cambridge: Harvard University Press, pp. 190-224).
- Rawls, J. (1971) "Justice as Reciprocity," S. Gorowitz (ed.), John Stuart Mill: *Utilitarianism, with Critical Essays*, reprinted in *Collected Papers* (1999c, pp. 194-224).
- Rawls, J. (2000 = 2005) *Lectures on the History of Moral Philosophy*, ed., B., Herman: Cambridge, Harvard University Press (ロールズ, ジョン(2000 = 2005)ハーバラ・ハーマン編, 坂部恵監訳, 久保田顕示・下野正俊・山根雄一郎訳『ロールズ哲学史講義』, みすず書房)。
- Scanlon, T. (1982) "Contractualism and Utilitarianism," in A. Sen and B. Williams, eds., *Utilitarianism and beyond*, Cambridge University Press.
- Sen, A. K. (1966) "Hume's Law and Hare's Rule," *Philosophy*, Vol. 41, No. 155, pp. 75-79.
- Sen, A. K. (1967) "The Nature and Classes of Prescriptive Judgements," *Philosophical Quarterly*, Vol. 17, No. 66, pp. 46-62.
- Sen, K. A. (1970a) *Collective Choice and Social Welfare*, San Francisco: Holden-Day (志田基与師監訳『集合的選択と社会的厚生』勁草書房, 2000)。
- Sen, K. A. (1970b) "The Impossibility of a Paretian Liberal," *Journal of Political Economy*, Vol. 78, No. 1, pp. 152-157.
- Sen, K. A. (1976) "Liberty, Unanimity and Rights," *Economica*, Vol. 43, No. 171, pp. 217-245, (reprinted in Sen, 1982)。
- Sen, A. K. (1979) "Personal Utilities and Public Judgements: or What's Wrong with Welfare Economics," *Economic Journal*, Vol. 89, No. 355, pp. 537-558.

- Sen, A. K. (1980) "Equality of What?" *The Tanner Lectures on Human Values*, Vol. 1, pp. 197-220 Salt Lake City: University of Utah Press (reprinted in 1997 [1982], *Choice, Welfare, and Measurement*, 353-369, Oxford: Blackwell).
- Sen, A. K. (1985) *Commodities and Capabilities*, Amsterdam: North-Holland. (鈴木興太郎訳, 『福祉の経済学——財と潜在能力』岩波書店, 1988).
- Sen, A. (1993c) "Positional Objectivity," *Philosophy and Public Affairs*, Vol. 22, No. 2, pp. 126-145 (reprinted in *Rationality and Freedom*, 2002, pp. 463-483).
- Sen, A. K. (1999a) *Development as Freedom*, New York: Alfred A. Knopf (石塚雅彦訳『自由と経済開発』日本経済新聞社, 2000年).
- Sen, A. K. (1999b) *Reason Before Identity, The Romanes Lecture for 1998*, Oxford, Oxford University Press.
- Sen, A. K. (2002) *Rationality and Freedom*, Cambridge: Harvard University Press (若松良樹・須賀晃一・後藤玲子監訳, 勁草書房, 2014).
- Sen, A. (2014) *The Arrow Impossibility Theorem* (Kenneth J. Arrow Lecture Series), by Eric Maskin, Amartya Sen, Columbia University Press (July 8, 2014).
- Suzumura, K. (1978) "On the Consistency of Libertarian Claims," *Review of Economic Studies*, Vol. 45, No. 2, pp. 329-342.
- Suzumura, K. (1979) "A Correction," *Review of Economic Studies*, Vol. 46, No. 4, p. 743.